



事業、制度など

障がい者自立支援医療における事務処理の誤り

概要	障がい者の自立支援医療（更生医療・精神通院医療）において、受給者の月額上限負担額を決定する際の所得区分判定に誤りがありました。
内容	別添資料のとおり
問い合わせ先	○精神通院について 障がい福祉係 TEL 046 (252) 7978 ○更生医療について 障がい者支援係 TEL 046 (252) 7132



障がい者の自立支援医療にかかる事務誤りについて（別添資料）

1 概要

障がい者の自立支援医療（更生医療・精神通院医療）において、受給者の月額上限負担額を決定する際の所得区分判定に誤りがありました。

自己負担上限は、受給者世帯の所得状況により定められており、誤りの詳細は以下のとおりです。

2 障がい者の自立支援医療制度の概要

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

◎対象者

(1) 精神通院医療

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

(2) 更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）

（※心臓機能障害、人工透析などの腎臓機能障害、免疫機能障害など）

3 判定誤りの詳細

(1) 過少給付

税制改正に伴い令和3年7月1日から合計所得金額の算定において、給与所得から10万円を控除する等の見直しが行われましたが、非課税世帯の属する方の収入額の判定において、見直し後の基準で判定していなかったことから、本来の自己負担上限額が月額2,500円となる所得区分を、月額5,000円と判定していました。

(2) 過大給付

市民税非課税世帯の場合、「本人もしくは保護者」の所得（本人収入額）に応じて所得区分を決定します。この場合の本人収入額は、①「地方税法上の合計所得金額」+②「所得税法上の公的年金等の収入金額」+③「その他厚生労働省で定める給付」となり、②「所得税法上の公的年金等の収入金額」を加算しなかったことから、本来の自己負担上限額が月額5,000円となる所得区分を、月額2,500円と判定していました。

なお、令和8年7月1日付けにて正しい所得区分を反映した受給者証を交付するため、誤りの対象期間は令和8年6月30日までとなります。

また、遡って誤りの確認を行えたのが、令和3年度までとなります。

4 誤りの原因

新年度にあたり、制度について改めて見直しを行ったところ、事務担当の認識不足から誤った所得区分判定を行っていることが判明しました。

◎所得区分判定における考え方

- 低所得1：市町村民税非課税（本人又は障害児の保護者の年収80.9万円以下）（上限負担額2,500円）
 ※令和7年7月～（年収80.9万円以下の方）～令和7年6月（年収80万円以下の方）
 低所得2：市町村民税非課税（低所得1を除く）（上限負担額5,000円）

(正)

(誤)

①地方税法上の合計所得金額 - 年金雑所得 - 10万円（給与所得がある方※） + 所得金額調整控除額（控除対象者のみ） ※給与所得が0円を下回る場合には0円
②所得税法上の公的年金等の収入金額
③その他厚生労働省で定める給付 （障害年金・遺族年金等）

①地方税法上の合計所得金額 - 年金雑所得 - 10万円（給与所得がある方※） + 所得金額調整控除額（控除対象者のみ） ※給与所得が0円を下回る場合には0円
②所得税法上の公的年金等の収入金額
③その他厚生労働省で定める給付 （障害年金・遺族年金等）

①過少給付例

地方税法上の合計所得金額77,600円（年金雑所得なし 給与所得77,600円の場合）
 所得税法上の公的年金等の収入金額0円 障害年金809,000円

- (正) ① 0円 (77,600円 - 0円 - 100,000円) + ②0円 + ③809,000円 = 809,000円 → 低所得1
 (誤) ①77,600円 (77,600円 - 0円) + ②0円 + ③809,000円 = 886,600円 → 低所得2

②過大給付例

地方税法上の合計所得金額16,200円（年金雑所得16,200円 給与所得なしの場合）
 所得税法上の公的年金等の収入金額1,116,200円 遺族年金600,000円

- (正) ①0円 (16,200円 - 16,200円) + ②1,116,200円 + ③600,000円 = 1,716,200円 → 低所得2
 (誤) ①0円 (16,200円 - 16,200円) + ② 0円 + ③600,000円 = 600,000円 → 低所得1

所得税法上の公的年金等の収入金額を算定に加算していなかったことまたは給与所得者に対する給与所得控除をしなかったことによる算定誤り

5 誤判定の人数（令和8年4月末時点）

(1) 精神通院

- 過少給付： 2人 影響額：神奈川県が算定することになります。
 過大給付： 116人 影響額：神奈川県が算定することになります。

(2) 更生医療

- 過少給付： 3人 影響額： 33,100円
 過大給付： 43人 影響額： 2,605,000円
 ※5月以降の影響額については、引き続き精査してまいります。

6 今後の対応について

- ・所得区分の判定に誤りがあった受給者には、お詫びとお知らせを文書にて送付を行いました。
- ・所得区分の誤った受給者証を所持している方には、本来の所得区分による受給者証を発行します。
- ・県実施の精神通院医療費は、過少及び過大給付となった受給者への対応は、県と連携して差額を特定したうえで、費用負担について、後日、市から受給者にご連絡します。
- ・市実施の更生医療費については、過少給付となった受給者に対しては、過去5年に遡りそれぞれの対象者に本来の負担上限額と実際に負担した額の差額を給付するよう手続きを進めてまいります。また、過大給付となった受給者に対しては、市の更生医療費助成事業において、医療費の自己負担分を助成できる対象としているため、市が過剰に給付している分の返還は求めません。
- ・4月以降の新規申請者については、正しい算定で判定しています。

7 再発防止策

制度の適正な運用のため、関係法令の理解と所得区分判定についてのチェックシートの整備、活用、制度に携わる職員の認識の再徹底等により再発防止に努めます。

問合せ先 事務担当：座間市障がい福祉課

電話：046-252-7978